

平成28（2016）年度
博士学位申請論文概要書

刑事責任能力論の再構成

—裁判実務における判断場面を見据えた実体論構築の試み—

竹川 俊也

早稲田大学大学院法学研究科

はじめに

一 背景事情・問題意識

本稿は、比較法的・領域横断的な分析を組み合わせるにより、裁判実務においても採用可能な責任能力の理論枠組みを提示することを目的とする。

わが国の判例・学説は、責任能力の判断基準として、「精神の障害」（生物学的要素）と弁識・制御能力（心理学的要素）を併せて考慮する混合的方法を採用する。近時の学説は、「精神の障害」を医学的な疾患概念とは区別された法的概念として再構成する一方で、心理学的要素のうち「弁識能力」を違法性の認識可能性として、「制御能力」をその違法性の認識にしたがって行為を思いとどまる可能性として位置づける。

裁判実務においては、裁判員制度の導入を契機に責任能力の認定手法を確立しようとする試みが看取されるが、刑法学説における責任能力論が裁判実務からの理論的要請に十分な形で答えられているかは疑問である。というのも、従来の責任能力論は、責任能力基準の構築に際して体系的整合性を優先し、各要件で論じられるべき実体について、責任能力の実際の判断場面を見据えた形で考慮してこなかったからである。

ここにいう「責任能力の実際の判断場面」の問題は、①責任能力判断における精神鑑定人の役割論と、②責任能力に関する事実認定論の問題に分けられる。

①の点について、従来の責任能力論は、現実の裁判手続における精神鑑定人の役割を加味した刑事訴訟法領域の議論を考慮に入れてこなかった。特に、近時の法曹実務家の問題関心は、（特に裁判員裁判において）鑑定人が「心神喪失」や「心神耗弱」といった法的結論に直結する意見を差し控えるべきかという点に向けられており、精神鑑定人の役割に関する従来の議論枠組み——生物学的要素や心理学的要素の判断権が精神鑑定人と裁判所のいずれに属するのかという形式的な議論——とは異なっている。しかし、この問題領域について、刑法（および刑訴法）学説は十分な理論的基礎づけを試みてこなかった。

②の点について、責任能力の認定手法に関しては学説と実務の没交渉が続いてきた。裁判実務における責任能力の判断は、被告人の犯行当時の病状や犯行の動機・態様のほか、犯行後の行動、記憶の有無などの事情を総合考慮して行うものとされる（以下、この認定手法を「総合的判断方法」という。）。しかし、総合的判断方法の各考慮事情が、どの実体要件との関係で重要と解されているのか、裁判実務の側からは明らかとされず、刑法研究者の側からも十分な検討が加えられてこなかった。責任能力論において認定論と実体論を峻別し、後者の枠内で論理演繹的な議論を完結させる態度は妥当でない。刑法学説における責任能力基準（実体論）と裁判実務における認定手法（認定論）の齟齬に着目し、従来の議論が本当に正しかったのか、検討を加えることが求められる。

以上の問題関心を本稿の分析視角との関係で見通しを示せば、①の問題関心から精神鑑定人の役割を（これまでとは異なる視座から）明確にし、②の問題関心から認定論と実体論の齟齬を端緒として、弁識・制御能力要件を再構成する。さらに、①および②の分析結果を前提として、責任能力基準のもう一つの肢である「精神の障害」の意味内容や実体論上の地位を明らかにする。このように、責任能力論については実体法の実現過程を見据えた総合的な分析が求められ、上記のような一見異なる視座からの分析が有機的に組み合わせられなければならない、というのが本稿の立場である。

二 本稿の構成

本稿の第1部では、責任能力判断における精神鑑定人の役割を明確にする。具体的には、精神鑑定の特殊性を念頭に置きながら、精神鑑定人による「心神喪失」、「心神耗弱」、ないし「完全責任能力」といった言語表現に焦点を当てる。特に、この種の法的概念を含んだ鑑定意見が制限されるべきか否か、制限されるとすれば、いかなる理論的根拠から、どのような類型に限って制限が認められるのかにつき分析を加える。「被告人は犯行当時、心神喪失であった」などという精神鑑定人による意見陳述の許容性を検討することを通じて、責任能力判断において精神鑑定人が果たすべき役割を提示する。

第2部では、弁識・制御能力の意味内容を明らかにする。具体的には、「認定上は弁識能力と制御能力が区別されていない」という法曹実務家や精神医学者による指摘（以下、「弁識・制御能力の重なり合い問題」という。）を端緒とし、アメリカの責任能力論を参照する。そして、①他行為可能性原理を中心とした責任本質論、および、②責任能力の体系的地位をめぐる議論に検討を加えることで、犯罪論体系の異なるアメリカ法の議論をわが国の解釈論に応用し、弁識・制御能力要件を再構成する。

第3部では、「精神の障害」の意味内容と実体論上の地位に検討を加える。具体的には、「精神の障害」を法的見地から構成する通説的立場を前提とした場合に、責任能力判断の第一段階要素として「精神の障害」が何ら役割を果たしていないとの疑問から、純粋な生物学的方法による責任能力基準として知られるダラム・ルールをめぐるアメリカの議論を素材とし、疾患概念をめぐる精神医学領域の議論にも踏み込んだ形で検討を加える。

第4部では、裁判実務における責任能力の認定手法を考察する。具体的には、責任能力が争点となった国内の裁判例91例において、総合的判断方法における各考慮事情が責任能力の評価にいかに関与しているのかを分析する。この分析結果の考察過程では、従来の学説における責任能力の実体要件と裁判実務における責任能力の認定基準が乖離にとどまらず、矛盾していることを提示したうえで、裁判実務における認定基準が私見の理論枠組みから

整合的に説明可能であることを明らかにし、第3部までに導出した私見の理論枠組みが実用に耐えることを提示する。

第1部 責任能力判断における精神鑑定人の役割

第1部では、責任能力判断における精神鑑定人の役割を検討する。具体的には、平成19年度司法研究による、「[精神鑑定人が]責任能力の結論に直結するような形で弁識能力及び統御能力の有無・程度に関して意見を示すことはできるだけ避けるのが望ましい」との提言を契機とし、精神鑑定人による証言範囲の問題に焦点を当てる。

この点、精神鑑定人の拘束性を中心に展開されてきた、鑑定人の役割に関する従来の議論枠組みでは、裁判員制度の導入を契機として顕在化した、鑑定人が責任能力の結論部分に言及してよいかという上記の問題（事実認定者が証拠を適切に評価するための配慮）を適切な形で考慮できず、新しい分析軸が求められる。

本稿では、この問題解決の示唆を得るために、刑事事件において被告人の精神状態に関する専門家証言を制限する、アメリカ連邦証拠規則704条(b)項の立法動向と連邦裁判所における運用状況を分析する。同項のもとで法的結論に直結する意見が制限される根拠は、①事実認定者たる陪審の権限を侵害する可能性が高く、②精神医学の専門性を発揮できない点に求められる。他方で、専門家証言への一律な制限に対しては、責任能力の法的基準を同義語等によって言い換えることにより、あるいは、尋問の内容を仮定的なものとする事により、704条(b)項による制限を実質的に潜脱する方策が訴訟当事者によって展開されている。このように、アメリカでは、精神医学的知見を用いるに足る情報を陪審に与えると同時に、法的判断に至りうる説明を却下することの困難性が認識されつつある。

わが国における精神鑑定人の言及範囲については、心神喪失や心神耗弱、完全責任能力といった法的結論に関する意見は制限されるべきである。刑訴法156条により、(鑑定人を含む)証人の単なる意見は禁止され、とりわけ法的判断の証言は許容されない。アメリカの議論からも明らかとなったように、責任能力の最終的な判断は裁判所のみが正統に行いうるものであり、こうした事項を鑑定事項に加え、あるいは尋問において法的結論に直結する意見を求めることは、必要性ばかりか妥当性をも欠く。

もっとも、精神鑑定人による、「精神障害が被告人の弁識・制御能力に与えた影響」に関する説明は許容される。この結論は、弁識・制御能力という心理学的要素も事實的・経験的要素であり鑑定の対象となるとする従来の議論の到達点を前提に、弁識・制御能力についての意見陳述を制限することによる弊害が、許容した場合の弊害に比して大きいという理由(アメリカ法の分析結果)から導かれる。

他方で、連邦証拠規則 704 条 (b) 項と他の証拠規則の関係については、専門家証言に関する一般規律 (702 条) や、陪審の誤導といった弊害を考慮して証拠の許容性を否定する規定 (403 条) が存在することから、法的結論に直結する意見陳述は、704 条 (b) 項を用いるまでもなく適切な形で制限可能である。このことから、704 条 (b) 項のような個別規定を有さないわが国においても、これらの証拠規則の理論的背景を解明することで、上記制限の理論的根拠を見出すことができる。

法的結論を含む証言に対する制限の証拠法則上の位置づけについては、証拠の関連性の問題として理解される。刑事訴訟法領域において、証拠の関連性概念に関する理解は必ずしも一致を見ていないが、精神鑑定人の証言範囲の問題は、当該事案における立証趣旨が要証事実との関係で適切であり、証拠から間接事実を認定する過程に問題がないことを前提とした上で、間接事実から要証事実を推認する過程において、法が求める一定の推認力を有していないために許容されない、との説明が妥当である。

第 2 部 弁識・制御能力要件の再構成

第 2 部では、責任能力判断の第二段階要素としての弁識・制御能力要件の内実を明らかにする。平成 19 年度司法研究は、「実務上、弁識能力と制御能力とを明確に区別した上で、具体的な事実関係を各能力に当てはめて両者を個別的にそれぞれ検討するという運用が定着しているか」とし、必ずしもそうではない」とし、弁識能力と制御能力を分けて判断することの困難性を指摘する。本稿では、この指摘が事実認定上の困難性を明らかにするのみでなく、実体論上の理論枠組みに再検討を迫るインパクトを含むとの考えから、アメリカ法における責任能力論を比較対象とした分析を試みる。

責任能力の判断場面における弁識・制御能力の重なり合い問題は、上記の司法研究のみならず、多くの精神医学者や法曹実務家によって指摘されている。一部の論者は、自らの犯罪行為が一般に許されないことを理解しつつ、病的な精神状態の影響によって当該状況下では許されると考えているという事態 (弁識能力の喪失・減弱) は、別の観点から見れば、病的な精神状態から犯罪行為に出る意思を抑制できないことに近づき、制御能力の喪失・減弱という判断とも重なり合うという、注目すべき指摘を加えている。しかし、責任能力と他の責任阻却事由を並行的に理解し、弁識・制御の枠組みを堅持する従来の刑法学説からは、この問題に対して十分な回答を与えることができない。

本稿では、この問題解決の示唆を得るために、責任能力基準に関するアメリカの議論に分析を加える。アメリカでは、認識能力のみに基づくマクノートン基準を出発点としながら、制御能力を責任能力基準に含ませるべきか否か、認知能力要件で問題とされるのは文字通

りの認識 (know) に限られるのか、あるいは、より情緒的な内容を含む弁識 (appreciate) まで拡張されるべきかをめぐって議論が展開されてきた。ヒンクリー事件を経て現在では、制御能力要件を排し、認知能力のみに依拠する責任能力基準が通説としての地位を占めるに至っている。

制御能力要件を責任能力基準から排除する理由について、1980年代の通説的見解（アメリカ）は、同要件の判断困難性を挙げていた。これに対して、近時の有力な見解は、責任能力の判断場面において、「自らの行為を思いとどまることができなかった」か否かは問題とならないとして、実体論的な疑問を投げかけている。他方で、認知能力要件の内実については、その程度や対象を動かすことによって妥当な結論を導出することの困難性が徐々に認識されつつある。この問題解決のためには、「精神異常者は、道徳的および法的責任能力の通常の基準がもはや適用されないという理由で免責される」という視点への転換が求められる。本稿では、アメリカでこうした問題意識を共有しつつ、行為者の（合）理性に着目した責任能力基準を構想する論者の見解に検討を加える。

これらの論者によれば、既存の責任能力基準の問題性は、行為者の弁識内容のみを問題とし、弁識プロセスに着目してこなかった点に求められる。すなわち、責任能力が問題となる場面では、行為を選択するに至った過程が通常の者と異なること——（合）理性を欠いていること——が問題となる。この「（合）理性の欠如」という観点は、責任能力が問題となる場面の全てに妥当し、従来の意味における制御能力要件は、（プロセスに着目することで意味内容が変化させられた）認知能力要件に吸収されるのである。

本稿では、上記の合理性説をわが国の責任能力論解釈に応用するために、他行為可能性原理をめぐる法哲学領域の議論を参照する。法哲学における有力な見解は、責任の必要条件としての他行為可能性原理に疑問を呈し、〈理由への問いと応答〉という図式から責任論を構築する。本稿は、刑法学においても、自由意思と決定論の両立可能論を採用した場合に他行為可能性原理に依拠する必然性は存在せず、責任判断においては他行為可能性の有無ではなく、実際に行われた行為の理由が出发点とされなければならないとの立場を採用する。

上記の比較法的・領域横断的分析をわが国の弁識・制御能力要件の解釈に援用する過程では、責任能力の体系的地位をめぐる議論を概観した上で、ドイツの議論を参考に弁識能力要件の内実を分析する。その結果、責任能力と他の責任要素を平行理解することの限界が明らかとなり、従来の学説の問題性が、個別行為責任の強調と上記の平行理解を一連のものとして捉えてきた点にあることを突き止める。弁識能力要件で問題とされるべきは行為の違法性に関する能力であるものの、精神障害によって通常と異なる価値体系を有する者の、いわば「生の事実レベル」における「違法性の認識」を捉えて、その者の弁識能力を肯定すること

は妥当でない。事実的意味における違法性の認識を有していたとしても、反対動機形成の契機として用いる能力を有すると第三者が評価できない場合には、行為の意味を理解しているとは評しがたく、弁識能力の判断段階において直接に責任無能力・限定責任能力とされるべきである。

この点、上記〈理由への問いと応答〉という図式の下では、行為者の心理過程を出発点に、刑法規範が提示する行為理由を理解し、その理由に基づいて自らの行為の妥当性について推論して行為を決定し、その決定に従って行為する能力が問題となる。こうした責任本質論から導出される責任能力要件内部の弁識能力で問題とされるべきは、行為者の弁識内容の正否それ自体ではなく、弁識プロセスの標準からの乖離である。責任能力論において弁識能力と制御能力を区別することには、理論的・実践的な意義や根拠が存在しない。他行為可能性原理の非妥当性や制御能力の判断困難性を考慮した場合、従来の意味における弁識・制御能力要件は、弁識プロセスに着目することでその意味内容が豊富化された実質的弁識能力に一元化される。

第3部 「精神の障害」と刑事責任能力

第3部では、責任能力判断の第一段階要素としての「精神の障害」の意味内容と実体論上の地位を考察する。従来の学説の問題性は、「精神の障害」が責任能力の判断場面で果たす役割を考慮せず、混合的方法という旧来的枠組みの中で議論を精緻化してきた点に求められる。こうした問題意識から本稿では、純粋な生物学的方法として知られるダラム・ルールに関するアメリカの議論を素材とし、疾患概念をめぐる精神医学領域の議論にも踏み込んだ形で検討を加える。

ダラム・ルールでは、事実認定者と精神鑑定人のコミュニケーションを容易にするために、弁識・制御能力といった法的な機能基準を内包しない純粋な生物学的方法が採用された。しかし、この基準は、責任能力制度の根拠を非難可能性に求める伝統的な立場を放棄せず、生物学的要素（「精神の疾患ないし欠陥」）について具体的な内容を規定しなかったために、事実認定者と精神鑑定人の職分が不明確になるとともに、鑑定人による陪審の支配現象が生じた。その結果として、「精神の疾患ないし欠陥」には法的な定義が与えられ、精神鑑定人による証言範囲が限定されるという、当初の目的に反する事態に至ったのである。

ダラム・ルールの分析から得られた知見としては、①責任能力基準における「精神の障害」は精神医学の疾患概念とは区別された法的概念として理解される必要があること、②精神鑑定人の役割は、事実認定者が「法的に心神喪失とするのに十分な能力低下か」を判断するための手助けであり、法的観点から行為者の精神状態について、医学的な専門知識の及ぶ範

困で意見を述べることに求められること、③「精神の障害」を法的見地から再記述する必要性を認める以上、生物学的要素と心理学的要素の両者を併せて考慮する、混合的方法による責任能力基準の妥当性を再考する必要性が生じること、の三点が挙げられる。

ダラム・ルールに関するアメリカの議論をわが国の「精神の障害」解釈に応用する過程では、精神医学における疾患概念をめぐる議論を概観する。臨床精神医学では、行為者の精神状態を総体的に捉える伝統的精神医学の思考方法と、個別具体的な症状を分析的に捉える現代的精神医学の思考方法が対照的に位置づけられる。近時では、ある症例の全体像をどのように捉えるべきかという視点を欠く后者の難点を回避するため、(特に精神鑑定では)両者の視点を相補的に用いるべきとの主張が有力である。

こうした理解を刑法学における「精神の障害」解釈に引きつけると、過去の一回限りの事象への意味づけとして理解される責任能力判断にとって重要なのは、個別の心理状態(精神症状・精神状態像)の提示ではなく、「判断者が捉えた病態と、そこから推論される行為者の精神状態が高い説得力を持って語られること」であり、責任能力論における「精神の障害」の判断基盤は、診断によって精神医学的に評価・解釈された行為者の全体像として理解されるべきである(診断論)。この思考方法は、本稿第2部で提示する心理学的要素に関する私見の立場——責任能力論において弁識・制御の二分法は妥当せず、弁識プロセスに着目することで意味内容が豊富化された「実質的弁識能力」に一元化されるとの考え——とも整合的である。かようにして、「精神の障害」の判断基盤として診断論の立場を採用することが、実質面のみならず理論面においても合理的であることを明らかにする。

本稿では、上記の意味で理解される「精神の障害」の実体論上の地位を明らかにするために、わが国の刑法学説が「精神の障害」を実体要件として存置する論拠を比較検討し、いずれの立場からも、法的に解釈された「精神の障害」を実体要件として維持した場合には、以下のように何らかの形で不整合が生じるとの帰結を導出する。

第一に、責任能力を他の責任要素(違法性の意識の可能性・適法行為の期待可能性)と区別し、「精神の障害」をメルクマールとする特別な責任阻却事由と解する立場に対しては、責任能力と他の責任要素の平行理解の非妥当性は、弁識・制御能力の意味内容が他の責任要素と異なることに基づくのであり、「精神の障害」という要素を重視することで問題に対処することは、責任能力の実体要件や判断プロセスの明確性が犠牲になる点で妥当でないとの批判が向けられる。

第二に、責任能力と他の責任要素の平行理解を認める立場からは、「精神の障害」を医学・心理学と法学の複合概念として理解することで純粋な心理学的方法とは距離を置く考え方や、「精神の障害」の刑法理論上の意義を否定しつつも責任能力判断の明確化のために実体

要件としての「精神の障害」を存置する考え方が提示されている。しかし、「精神の障害」を複合概念と理解しても結局は純粋な法的構成説と帰結に差異は生じ得ず、この意味での「精神の障害」を第一段階要素に存置しても判断の明確化に資するとは考えられないことから、これらの論拠はいずれも説得性を欠いている。

以上により本稿は、法的概念として再構成された「精神の障害」を、弁識・制御能力に並ぶ実体要件として維持することはできないとの結論に達することになる。法的概念としての「精神の障害」は、心理学的要素の認定資料に位置づけられる。「精神の障害」を実体要件として認めない本稿の立場からは、この要素に関する従来の学説の不整合性が解消されるのみならず、①弁識・制御能力の内実に関する議論進展（本稿第2部の分析結果）や、②精神鑑定人と裁判所の役割をめぐる議論から得られた帰結（本稿第1部の分析結果）を見据えた場合にも、首尾一貫した説明を提示することが可能となる。

第4部 責任能力の認定手法について

第4部では、第3部までに導出した私見の理論枠組みを検証するために、責任能力が争われた国内の裁判例を総合的に分析する。具体的には、①平成19年度司法研究で取り上げられた裁判例(55例)、および、②同司法研究が公表された以降の公刊物掲載の裁判例(36例)に分析対象を設定したうえで、責任能力判断において重視されている11要素(①犯行当時の病状・精神状態、②幻覚妄想の有無、③動機、④犯行前の生活状況・犯行前の事情、⑤犯行の態様、⑥もともとの人格との関係、⑦犯行後の行動、⑧犯罪性の認識、⑨計画性の有無、⑩記憶の有無、⑪意識障害の有無)が責任能力の評価にどのような形で影響を与えているのか検討する。特に、責任能力判断においてどの要素が重視されているのか(評価の重み)、これらの要素を責任能力の肯定・否定のいずれに評価しているのか(評価方向)、各要素間の相互関連性にも配慮しながら分析することで、裁判実務における責任能力の認定手法を明確にする。

その結果、裁判実務における責任能力の判断場面では、犯行当時の病状・精神状態を出発点としながらも、幻覚妄想(およびそれと密接に関係する動機の実現可能性)を中心に、様々な要素が考慮されていることを提示する。また、総合的判断における各考慮要素は等価ではなく、幻覚妄想(および動機の実現可能性)が認められるかという点が、他の考慮事情の評価方法を左右するという意味において、最も重要な要素として位置づけられるとの結論を導出する。

この分析結果の考察過程では、裁判実務における責任能力の認定手法は、従来の責任能力論における、①「精神の障害」、②弁識能力、③制御能力という3要件から説明できず、予

盾していることを明らかにする。これに対して、私見の理論枠組み——弁識・制御能力要件を行為者の弁識プロセスに着目する「実質的弁識能力」へと一元化し、「精神の障害」を責任能力の認定資料に位置づける考え方——からは、幻覚妄想（および動機の見解可能性）を重視し、「精神の障害」に足切りの機能を認めない、裁判実務における責任能力の判断とも親和的な説明を提示することが可能である。

おわりに

本稿の結論は、以下のとおりである。

第一に、責任能力判断における精神鑑定人の役割は、事実認定者が「法的に心神喪失とするのに十分な能力低下か」を判断するための手助けであり、法的観点から行為者の精神状態について、医学的な専門知識の及ぶ範囲で意見を述べることにある。このことから、「精神障害が被告人の弁識・制御能力に与えた影響」に関する説明は許容されるが、法的結論に直結する鑑定人の意見——「心神喪失」や「心神耗弱」に言及する意見——は、事実認定者の権限を侵害する可能性が高く、精神医学の専門性を発揮できないために許容されない。

第二に、責任能力基準の第二段階要素としての弁識・制御能力は、統一的視点から再構成される。責任能力論において弁識能力と制御能力を区別することには理論的・実践的な意義や根拠が存在しない。他行為可能性原理の非妥当性や制御能力の判断困難性を考慮すると、弁識プロセスに着目することで意味内容が豊富化された、実質的弁識能力へ一元化される。

第三に、責任能力基準の第一段階要素としての「精神の障害」は、責任能力の実体要件ではなく、心理学的要素（実質的弁識能力）の認定資料として再定位される。この帰結は、法的概念としての「精神の障害」をめぐる従来の学説の不整合性を回避すると同時に、精神鑑定人の役割や心理学的要素に関する私見の立場とも整合的である。

第四に、責任能力が争われた国内の裁判例を分析した結果、裁判実務における責任能力の認定手法は、既存の責任能力基準から説明できない。これに対して、私見の理論枠組みからは、幻覚妄想（および動機の見解可能性）を重視するとともに「精神の障害」に足切りの機能を認めない、裁判実務における責任能力判断とも親和的な説明を提示することが可能である。

以上のように本稿では、アメリカ法に示唆を得ながら、刑事訴訟法学・法哲学・精神医学の領域横断的な分析を経ることで、裁判実務においても援用可能な責任能力の新しい理論枠組みを提示した。なお、精神障害を有する被告人に有罪判決が下される場面——心神耗弱者やそれには至らないが精神障害の影響を受けた被告人の量刑が問題となる場面——にお

いて、精神障害が量刑にいかなる影響を与えるかは、量刑論の蓄積を踏まえた分析が必要となる。これらは今後の課題である。

以上